

沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 (平成19年11月22日評議会決定)

改正 平成27年9月25日 学長決裁

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における教員等の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において不正行為等とは、教員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究資料等を改ざん、又はねつ造したデータに基づいた報告書及び論文等を作成し、報告又は発表すること。
- (2) 他人のアイデア、研究結果、論文等を本人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。
- (3) オークサーシブを偽ること。
- (4) すでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること（二重投稿・二重出版）。
- (5) 利益相反
- (6) 関係法令、沖縄県財務規則、また本条第3項にいう競争的資金においては研究費を配分した機関等（以下「資金配分機関等」という。）が定める規程等のいずれかに違反する経費の使用。
- (7) 前3号に掲げる以外の行為で、明らかに不正行為等と判断される行為。

2 この規程において研究費とは、その財源を問わず、教員等がその職務として行う研究活動において支出する経費のことをいう。

3 この規程において競争的資金とは、前項にいう研究費のうち、資金配分機関等が公募によって採用し、配分するものをいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、機関全体を統括し、研究活動及び研究費の運営・管理に関して最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、研究活動及び公的研究費の適正な運営・管理に関し、大学全体を統括する者として、統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、全学的な不正防止計画の策定を行い、コンプライアンス推進責任者を通して当該施策の実施状

況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各学部、各研究科及び附属研究所（以下「部局等」という。）における公的研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部局等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 前3条に規定する責任者を定めた時にはその職名を公開する。責任者に変更があった時も同様とする。

(教員等の責務)

第7条 教員等は、高い倫理性を保持し、不正行為等を行ってはならない。

2 教員等は、この規程に定める調査等への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(受付窓口)

第8条 本学における不正行為等に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）に対応するため、沖縄県立芸術大学不正行為相談及び通報受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

2 受付窓口は、事務局総務課に置く。

3 通報等に関し必要な事項は、別に定める。

(事案の調査)

第9条 統括管理責任者は、通報等の報告等があったときは、当該通報等がなされた事案について予備調査を開始し、通報を受けたときから概ね30日以内に、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを決定する。

2 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置するとともに、その旨を被通報者の所属する学部等の長、通報者及び被通報者に通知するほか、当該通報等に係る資金配分機関等及び文部科学省に通知する。

3 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付してその旨を通報者に通知するとともに、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

4 統括管理責任者は、通報等を受けてから210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

5 統括管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合に

は、速やかに認定し、配分機関等に報告する。

- 6 統括管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がない限り当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 7 競争的資金に係る特定不正行為事案の調査結果報告においては、別紙に記載する事項を盛り込むものとする。その他の研究費に係る特定不正行為については、これを準用する。
- 8 その他調査に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果の通知)

第10条 統括管理責任者は、前条の調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、学長、被通報者の所属する学部等の長及び資金配分機関等並びに文部科学省に通知する。被通報者が他機関に所属している場合には、当該機関にも調査結果を通知するものとする。

- 2 統括管理責任者は、前条の調査結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者の所属する学部等の長にその旨通知する。

(不服申立て)

第11条 第7条の調査結果、不正行為等が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第7条の調査の結果、当該通報が悪意に基づくものと認定された通報者（次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第2項の通知を受けた日から30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立てに関し必要な事項は、別に定める。

(再調査)

第12条 前条の不服申立てに基づき再調査を実施する場合は、被通報者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わない等の場合は、再調査を取りやめることができる。

(調査結果の公表等)

第13条 統括管理責任者は、不正行為等が行われたことを認定した場合は、次の事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為等の内容
 - (3) 統括管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 統括管理責任者は、悪意による通報があった場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
 - 3 悪意ある通報をした者が本学職員である場合、悪意であったことが認定されてから30

日以内に懲戒処分審査手続きに入るか否かについて決定するものとする。

4 統括管理責任者は、不正行為等がなかった場合においても、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意でない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 学長及び所属学部等の長は、悪意に基づく通報であることが判明する等の相応の理由なしに、単に通報等をしたことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、停職その他不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第15条 不正行為等に起因する問題に対応する者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第16条 不正行為等の防止に関する事務の総括は事務局総務課が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則 (平成27年9月25日評議会)

この規程は、平成27年9月25日から施行する。

別表（第9条関係）

競争的資金にかかる特定不正行為事案の調査結果報告書に盛り込むべき事項

1. 経緯・概要

- ・発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- ・調査に至った経緯等

2. 調査

- ・調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- ・調査内容
- ・調査期間
- ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
- ・調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や研究調査記録、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング等）
- ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- ・調査の結果（特定不正行為の内容）
 - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
 - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ①特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- ・特定不正行為が行われた経費・研究課題
 - 制度名
 - 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - 交付決定額又は委託契約額
 - 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
- ・手法
- ・内容
- ・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途

3. 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- ・調査機関がこれまで行った措置の内容
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- ・特定不正行為の発生要因と再発防止策
- ・発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
- ・再発防止策